令和6年6月28日

令和6年度国立研究開発法人科学技術振興機構調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年5月 25 日総務大臣決定）に基づき、国立研究開発法人科学技術振興機構は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和6年度国立研究開発法人科学技術振興機構調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1．調達の現状と要因の分析

(1)科学技術振興機構における令和5年度の契約状況は表1のとおりで、契約件数は 3,821 件、契約金額は 899 億円であった。このうち、競争性のある契約は 3,707 件（97. 0%）、876 億円（97.5%）、競争性のない随意契約は 114 件（3.0%）、23 億円（2.5%）となっている。

令和4年度と比較して、「競争性のない随意契約」の割合については若干の減少（件数割合で 0.6 ポイントの減、金額割合で 0.4 ポイントの減）がみられ、件数が僅かに減少しているものの、金額は若干増加している。この金額増の主な要因は、令和5年度には当機構所有建物の老朽化している空調設備を更新しながら事務スペースの逼迫も解消するために旧食堂箇所の大規模な事務室化工事を行ったこと、及び監査法人にかかる契約を更新したことによるものである。一方、「競争性のある契約」については、令和4年度と比較して、件数・金額共に増加している。これは、主に新規事業にかかる委託研究契約の増加によるところが大きいが、それに加えて研究用機器を補正予算により調達した事業があったことや大学等で生まれた研究成果の幾つかについて技術移転の可能性にかかる調査を新たに行ったことによる件数の増加と、OA グループウェアの更新等における複数年度契約締結による契約金額の増加も影響している。

表1　令和5年度の科学技術振興機構の調達全体像　（単位：件、億円）

	令和4年度		令和5年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	（9.0%） 286	（8.4%） 62	（8.1%） 309	（10.3%） 93	（−0.9%） 23	（1.9%） 31
企画競争・公募	（87.4%） 2,794	（88.8%） 657	（88.9%） 3,398	（87.1%） 783	（1.5%） 604	（−1.7%） 126
競争性のある契約（小計）	（96.4%） 3,080	（97.1%） 720	（97.0%） 3,707	（97.5%） 876	（0.6%） 627	（0.4%） 157
競争性のない随意契約	（3.6%） 115	（2.9%） 21	（3.0%） 114	（2.5%） 23	（−0.6%） −1	（−0.4%） 2
合　計	（100%） 3,195	（100%） 741	（100%） 3,821	（100%） 899	（100%） 626	（100%） 158

（注 1）計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。
（注 2）比較増△減の（　）書きは、令和5年度の対令和4年度伸率である。
（注 3）企画競争・公募には、競争的資金などの採択課題等として企画競争に準ずる方法で選定された研究者等が所属する機関に対して研究費等の資金を配分する研究委託契約等を含む。

(2) 科学技術振興機構における令和5年度の一者応札・応募の状況は、表2のとおりで、「一者以下」の契約件数は 316 件(8.5%)、契約金額は 51 億円(5.8%)であった。
令和4年度と比較して、「1者以下」の割合に僅かな増減(件数割合で 0.2 ポイントの増、金額割合で 1.7 ポイントの減)がみられ、件数が増加している一方で、金額は減少している。件数の増加については、令和5年度は OS 等のサポート期間満了に伴うバージョンアップに起因するシステムの更新・移行などにかかる契約があったたこと、及び研究用機器を補正予算により調達した事業があったことが主な要因である。その一方で、契約金額が減少しているのは、令和4年度が中期計画の開始年度であったことから、展示物や建物管理にかかる高額の複数年度契約案件が重なったことにより、令和5年度の契約金額が見かけ上減少しているためである。なお、「2者以上」が、令和4年度と比較して、件数・金額共に増加しているのは、主に新規事業にかかる委託研究契約の増加によるものである。

表2　令和5年度の科学技術振興機構の一者応札・応募状況　　(単位:件、億円)

		令和4年度	令和5年度	比較増△減
2者以上	件数	2,823(91.7%)	3,391(91.5%)	568(−0.2%)
	金額	666(92.5%)	826(94.2%)	160(1.7%)
1者以下	件数	257(8.3%)	316(8.5%)	59(0.2%)
	金額	54(7.5%)	51(5.8%)	−3(−1.7%)
合　計	件数	3,080(100%)	3,707(100%)	627(100%)
	金額	720(100%)	876(100%)	157(100%)

(注 1)計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。
(注 2)合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募等)を行った計数である。
(注 3)比較増△減の(　)書きは、令和5年度の対令和4年度伸率である。
(注 4)2者以上の実績には、競争的資金などの採択課題等として企画競争に準ずる方法で選定された研究者等が所属する機関に対する研究費等の資金配分に係る研究委託契約等が含まれている。

2. 重点的に取り組む分野(【　】は評価指標)
上記 1 の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、以下の各分野について引き続き、それぞれの状況に即した調達の改善及び事務処理の効率化に努めることとする。
(1)適正な随意契約の実施
令和6年度においては、引き続き①～③の取組を実施することで、事務・事業の特性を踏まえた適切な随意契約を実施することで、適正な調達を目指す。【実施結果】
①　研究委託契約等の選定手続における客観性・透明性の向上と契約金額の適正化
・採択課題等の選定においては、客観性・透明性を確保するため、可能な限り外部有識者を加えた委員会などによる手続を経ることにより適切に実施する。
・契約に際しては、実施計画書等の関係書類を精査し、その内容の妥当性と研究費等の内訳を確認することにより、適正な契約締結を行う。
②　競争性のない随意契約とせざるを得ない調達の適切な実施と契約金額の適正化
・契約の性質上、供給者が特定一者であるために競争性のない随意契約とせざるを得ない調達については、その理由の妥当性を充分に精査するとともに、より適正な価格での調達となるよう見積内容を精査の上、可能な場合には条件・価格等に関する交渉を行う。

③　公募手続を経た競争性のある随意契約の適切な実施と契約金額の適正化

・契約の性質上、履行可能な者が限られる案件については、競争入札の可能性について慎重に検討の上、それでも履行可能な者が1者しかいないことがほぼ確実との結論に至った場合には、無理に競争入札に付すことは避け、公募の手続により当該調達のため必要とされる技術又は設備等を明示して参加者を募ることで公平性・透明性を確保する。

・上記公募の手続で特定の者だけが事業を実施し得ることが確認された場合には、価格根拠等を精査の上、その者と価格交渉を行った上で契約する。

（2）一者応札への取り組み

令和6年度においては、引き続き①及び②の一者応札改善の取組を実施するとともに、③の取組を実施することにより、適正な調達と経費の節減を目指す。【実施結果】

① 競争入札における、一者応札改善の取組（仕様書の適正化、競争参加資格要件の緩和・拡大、充分な公告期間等の確保）

・情報システム関係の案件については、その規模、開発・拡充内容に応じて実績・要員の要件を柔軟に設定する。特に保守・運用等に係るものについては、上記に加え、新規事業者の参入を阻害しないよう既存事業者との業務の引き継ぎ、ノウハウの蓄積のための充分な準備期間の確保を明記するなど、仕様内容を充実させる。

・調査関係の案件については、過去に実績のある者しか応札できないような仕様とならないように調査対象、内容、数量、手段等を明確にする。

・契約を締結してすぐに人員や機材等の配備、会議の開催、出張等を要する業務や、前年度の受注者からの引き継ぎを要する業務等の場合においては、事業者が準備に係る時間を充分に確保できるよう留意する。

・新規に参入する事業者にも配慮して、入札情報及び入札書の雛形、契約条項等をホームページに掲載することで、応札業者の増加に努める。

・調達予定情報をホームページ等に掲載することによって、事業者に予見可能性等を持たせ、入札への参加拡大を図る。

② 履行可能な者が限られる案件における、適正な価格での契約締結

・契約の性質上、履行可能な者が限られる案件については、見積内容を精査するなどして、より適正な価格での調達となるよう努める。

③ 一者応札となった原因の検証及び分析

・一者応札になった案件について、可能な範囲で事業者（入札説明会に参加したが応札しなかった者等）に対してヒアリングを実施するとともに、一者応札となった要因を分析し、それらの結果を踏まえて改善策を検討する。

・2か年度以上連続して一者応札が継続し、改善が見込めない案件については、参加者確認公募への移行の可能性も含めて改善策を慎重に検討する。

（3）効果的な規模の調達の実施

令和6年度においては、①の取組を実施することにより、適正な調達と経費の節減を目指す。【実施結果】

① 適切な発注単位の調達

・前年度に一括調達を行った品目については、特別の事情がない限り、確実に実施する。

・一括調達未実施品目については、一括調達等によるスケールメリットと分割調達による競争性の向上の両方の観点と、納期や作業タイミング及び履行（又は納品）場所を踏まえた

事務処理の効率化の観点から一括調達の適否を慎重に検討し、常に適切な発注単位の調達となるよう心掛ける。（その際、官公需法や障害者優先調達法等の要請も可能な限り考慮する。）

３．調達に関するガバナンスの徹底（【　】は評価指標）

調達に関するガバナンスの徹底のために、以下の取組を行う。

（１） 随意契約に関する内部統制の確立【物品等調達契約審査委員会による点検等実績】

随意契約に係るチェック機能の確保及び競争性を確保した業者の選定を担保するため、国の少額随契基準額を超える額の随意契約を締結することとなる案件については、複数者応募となる競争性のある随意契約や不落随契等を行う場合を除き、事前に当機構内に設置された物品等調達契約審査委員会（委員長は契約担当理事）に報告し、会計規程における「随意契約によることができる事由」等との整合性や、競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることを原則とする。

ただし、政府調達協定の対象外となる比較的軽微な案件や明らかに競争性のない随意契約を締結せざるを得ない場合など止むを得ないと認められる案件の場合には、事後的に物品等調達契約審査委員会に報告を行うものとする。

（２） 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための体制の整備【実施実績】

当機構の物品等の調達については、会計機関の事務を担当する職位に関する細則にて、適正な契約手続の観点から、予定価格の多寡に関わらず、契約部長、グローバル・スタートアップ・キャンパス先行研究推進部長及び日本科学未来館副館長に限って契約の締結が認められている。

検収にあたっては、調達の請求に係る各部署の課長相当職を検収員に指定して立ち会わせることで、要求・契約・検収をそれぞれ別の者が行う体制としており、これを周知・徹底することで実効性を確保する。

この場合、適正な契約手続による内部統制の観点から、各分任契約担当者が行っている契約事務等について、監査課は定期又は随時、下記の点に留意して点検を行うこととする。

・適切な決裁の実施（事前決裁を適切に行っているか）
・適切な調達手続の実施（本来ならば一体として契約すべき複数案件を意図的に分割していないか等）
・見積書の適切な徴収（可能な限り、複数の取引業者から見積書を徴収しているか）
・書類等の適切な保管（必要な書類が保管されているか）
・検収の適正な実施（納品された物品と納品書の内容が一致していることを確認しているか）

（３） 不祥事の発生の未然防止・再発防止に係る研修等の実施【実施実績】

当機構では、これまで調達に関するマニュアルを作成しているが、引き続き所属の調達担当職員に対して周知・徹底するとともに、適宜見直しを行う。

これに加えて、預け金、契約権限のない研究員による先行契約といった研究費の不正使用の防止及び適正な執行を行うために、調達担当職員のみならず研究員等の関係者に対しても研修等により適宜必要な周知を行うこととする。

４．自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

５．推進体制

（１） 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、契約担当理事を総括責任者とし、契約部長と以下の各関連部署の部長相当クラス等で構成するメンバーにより適宜、調達等合理化の推進に取り組むものとする。

総括責任者　契約担当理事
副総括責任者　契約部長
メンバー　法務・コンプライアンス部長、経理部長、戦略研究推進部長、スタートアップ・技術移転推進部長、情報企画部長、情報基盤事業部長、その他総括責任者が指名する者

（２）契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、新規の競争性のない随意契約又は2か年度連続の一者応札・応募案件などに該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

６．その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、科学技術振興機構のホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。